

熱海市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要領

平成29年3月22日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定事業者の指定)

第3条 市長は、法第115条の45の5第1項に規定する申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定をしない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、熱海市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要領（平成29年3月22日制定）に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る熱海市行政手続条例（平成11年熱海市条例第29号）第14条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であると

き。ただし、当該指定の取消しが、処分の理由となった事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合を除く。

(8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、処分の理由となった事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合を除く。

(9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る熱海市行政手続条例第14条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から当該検査の結果に基づき指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日までの間に第7条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(11) 第9号に規定する期間内に第7条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(12) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(13) 申請者の役員等のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(指定の期間)

第4条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。ただし、6年を超えない範囲の期間の指定の申請があったときは、当該期間の指定又は更新をすることができる。

(指定の申請及び更新)

第5条 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けようとする者は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、当該指定の有効期間の満了の日の2月前までに市長に提出しなければならない。

(指定の通知等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、指定事業者の指定又は不指定を決定するとともに、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更の届出等)

第7条 指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定内容変更届出書(様式第2号)を10日以内に市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を廃止し、又は休止しようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止届出書(様式第3号)をその廃止又は休止の日の1月前までに市長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、当該総合事業を再開したときは、介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書(様式第4号)を10日以内に市長に提出しなければならない。

4 指定事業者は、第2項の規定による総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業を行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消したとき、又は当該指定の全部又は一部の効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知する

ものとする。

(県等への情報提供)

第9条 市長は、指定事業者について、第6条第1項の規定により指定し、若しくは指定の更新をし、第7条の規定により届出を受け、又は第8条の規定により指定を取り消し、若しくは停止したときは、静岡県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止期間）
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号

(公示)

第10条 市長は、指定事業者について、第6条第1項の規定により指定し、若しくは指定の更新をし、第7条第2項の規定により事業の廃止の届出を受け、又は第8条の規定により指定を取り消し、若しくは停止したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の指定の申請者の名称
- (3) 指定年月日、指定更新年月日、事業廃止年月日、指定取消年月日又は事業停止年月日
- (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (5) サービスの種類

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。